

原子力災害に備えた出雲市広域避難計画 の改定について

防災安全部防災安全課

本市の広域避難計画については、平成24年に策定して以降、適宜、見直しを行っています。この度、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、島根県広域避難計画等の改定を踏まえ、本計画の改定を行いました。

①原子力災害に備えた出雲市広域避難計画（令和3年10月改定）・・・別冊

<広域避難計画の概要>

○計画の位置づけ

- ・本計画は、島根原子力発電所において、原子力災害が発生し、広域的な避難が必要となる場合に備え、住民の避難計画として策定したものです。
- ・本計画は、改定時点の国の法令等や関係団体との調整に基づくものであり、今後も、国の原子力災害対策指針の改定、県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、改定を行います。
- ・県広域避難計画を基として、本計画を改定します。
- ・本計画は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画であり、本計画に定めのないものについては、市地域防災計画によるものとします。

○基本的な方針

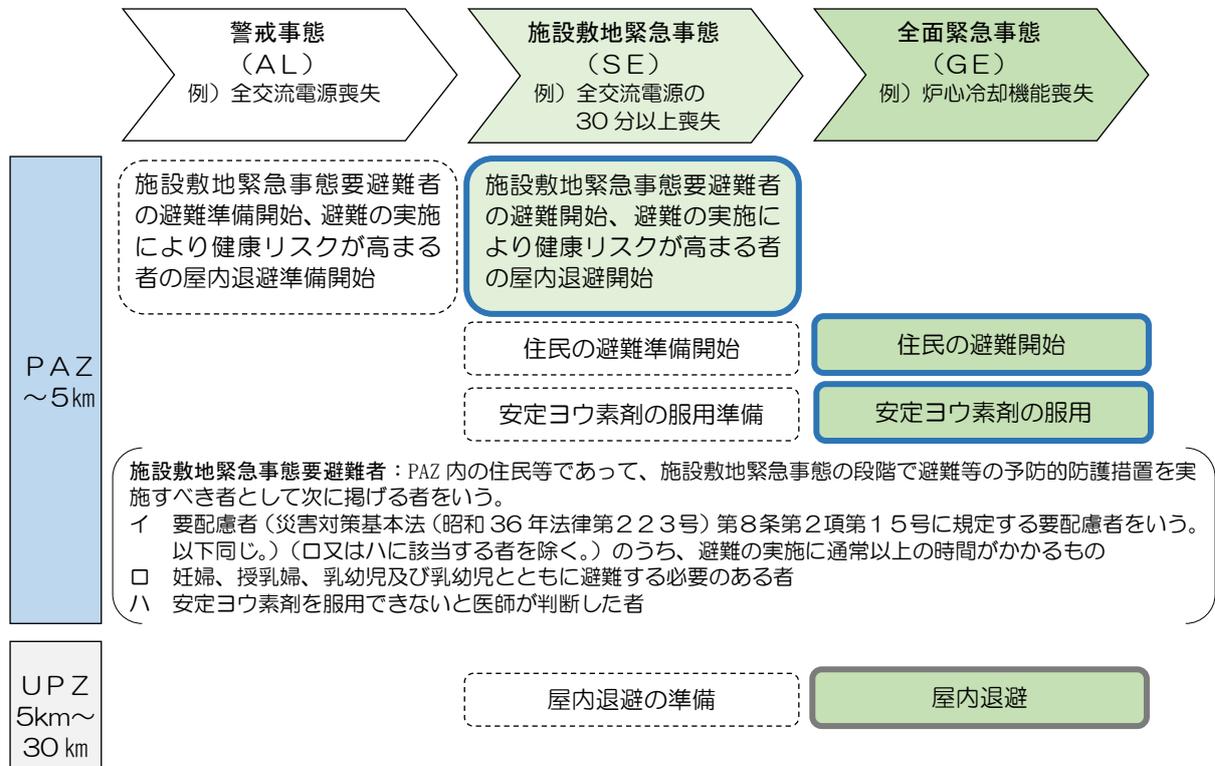
- ①住民や防災関係者等への情報伝達が確実にできるような体制を整えるとともに、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示します。
- ②島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に準じて、防護措置を実施します。
- ③避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図ります。
- ④本計画は、避難先自治体の理解と協力を得て策定するものであり、地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、策定時及び改定の都度、避難先自治体に共有します。

○防護措置の考え方

原子力災害時の防護措置（避難等）は、PAZ（5km圏）においては、原子力施設の状況に応じて放射性物質放出前からあらかじめ避難を行い、UPZ（5～30km圏）においては、まず必要に応じて屋内退避を行い、仮に放射性物質が放出された場合は、放出後の放射線量の実測値に基づき、必要な地域は、一週間程度内に一時移転等を行います。

【緊急時活動レベル（EAL）】

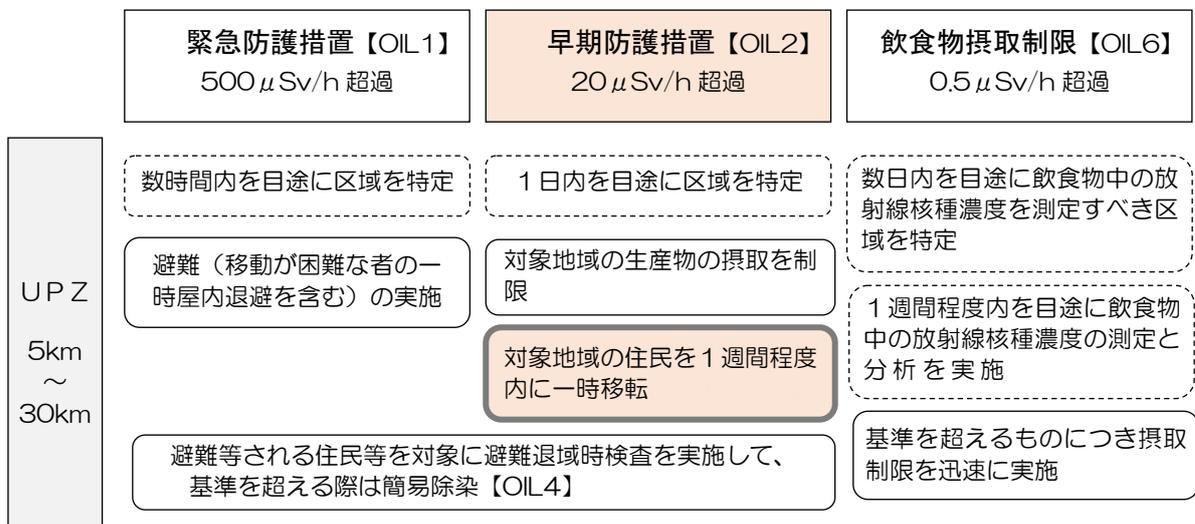
原子力施設の状況（Emergency Action Level「EAL」）に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、予防的防護措置を行います。UPZにおいては、全面緊急事態となった段階で、屋内退避を行います。



【運用上の介入レベル（OIL）】

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率等の原則計測可能な運用上の介入レベル（Operational Intervention Level「OIL」）が設定されています。

仮に放射性物質が放出された場合は、緊急時モニタリングの結果に基づき、避難対象となる区域を特定し、国から避難、一時移転等の指示が行われます。



○避難対象地域と避難先

〔市内避難〕

避難対象地域・地区		避難先地域・地区
平田地域	伊野地区、東地区、佐香地区、檜山地区	大社地域(荒木地区)
	灘分地区	大社地域(杵築地区)
	久多美地区	長浜地区
	平田地区	湖陵地域
	北浜地区	多伎地域
	西田地区	
斐川地域	出東地区	神門地区
		古志地区
	荘原地区	神西地区

〔県外避難〕

避難対象地域・地区		避難先自治体
平田地域	鰐淵地区	広島県海田町
	国富地区	広島県安芸高田市
斐川地域	久木地区	
	直江地区	
	阿宮地区	広島県安芸太田町
	伊波野地区、出西地区	広島県広島市
大社地域	遙堪地区	
出雲地域	高浜地区、四絡地区、川跡地区、 大津地区	
	稗原地区の一部(宇那手町、稗原町)	
	今市地区	広島県廿日市市
	朝山地区の一部(朝山町)	広島県大竹市
	鳶巣地区	広島県府中町
	上津地区	広島県熊野町
	塩冶地区の一部(塩冶善行町、塩冶町の 一部、塩冶有原町、上塩冶町、天神町、 築山新町)	広島県呉市
高松地区の一部(白枝町、浜町)		
大社地域	鵜鷺地区	広島県江田島市

※塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいいます。

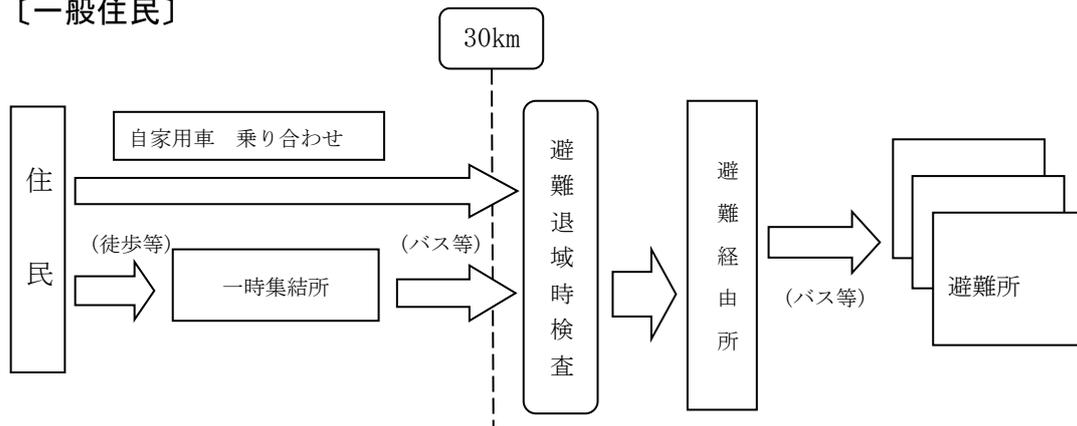
○避難の流れ

一般住民については、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和するため、乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経路所に向かいます。

自家用車避難が困難な住民については、市が設置する一時集結所等からバス等による集団避難を行います。

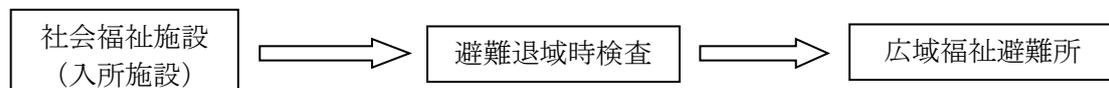
社会福祉施設入所者や在宅避難行動要支援者等は、広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難し、病院等入院患者は直接病院へ避難します。

〔一般住民〕



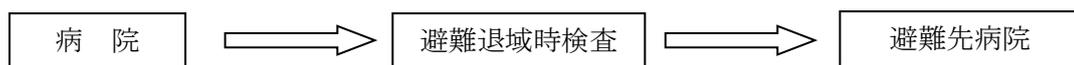
〔社会福祉施設入所者〕

(バス、福祉車両、自衛隊車両・ヘリ等)



〔病院等入院患者〕

(福祉車両、バス、救急車、自衛隊車両・ヘリ等)

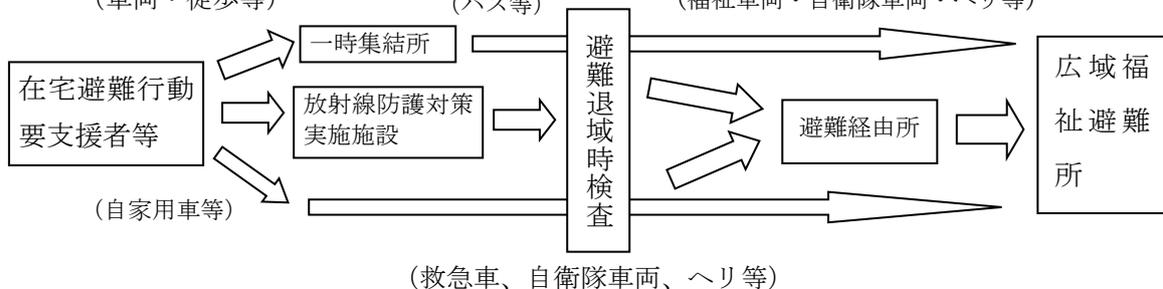


〔在宅避難行動要支援者等〕

(車両・徒歩等)

(バス等)

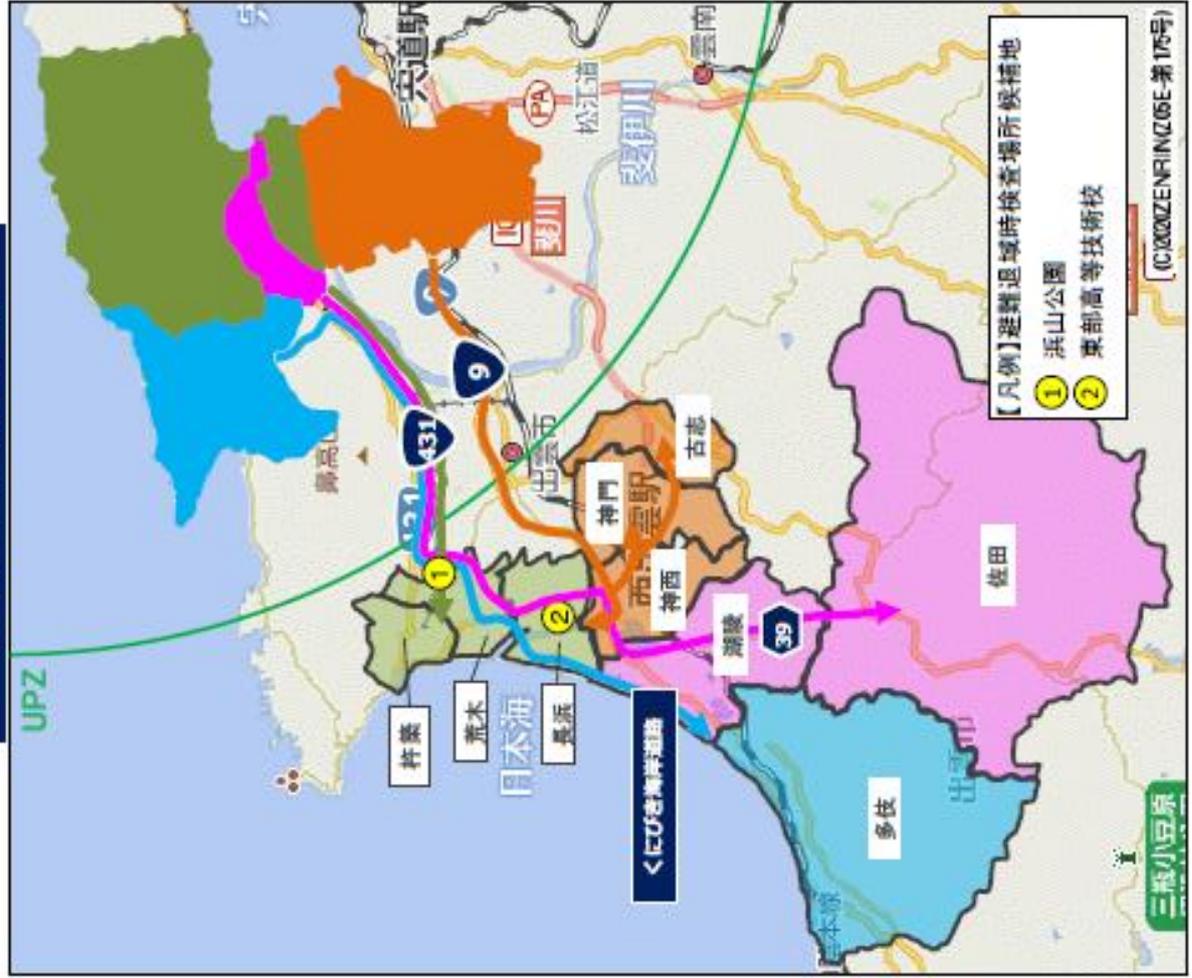
(福祉車両・自衛隊車両・ヘリ等)



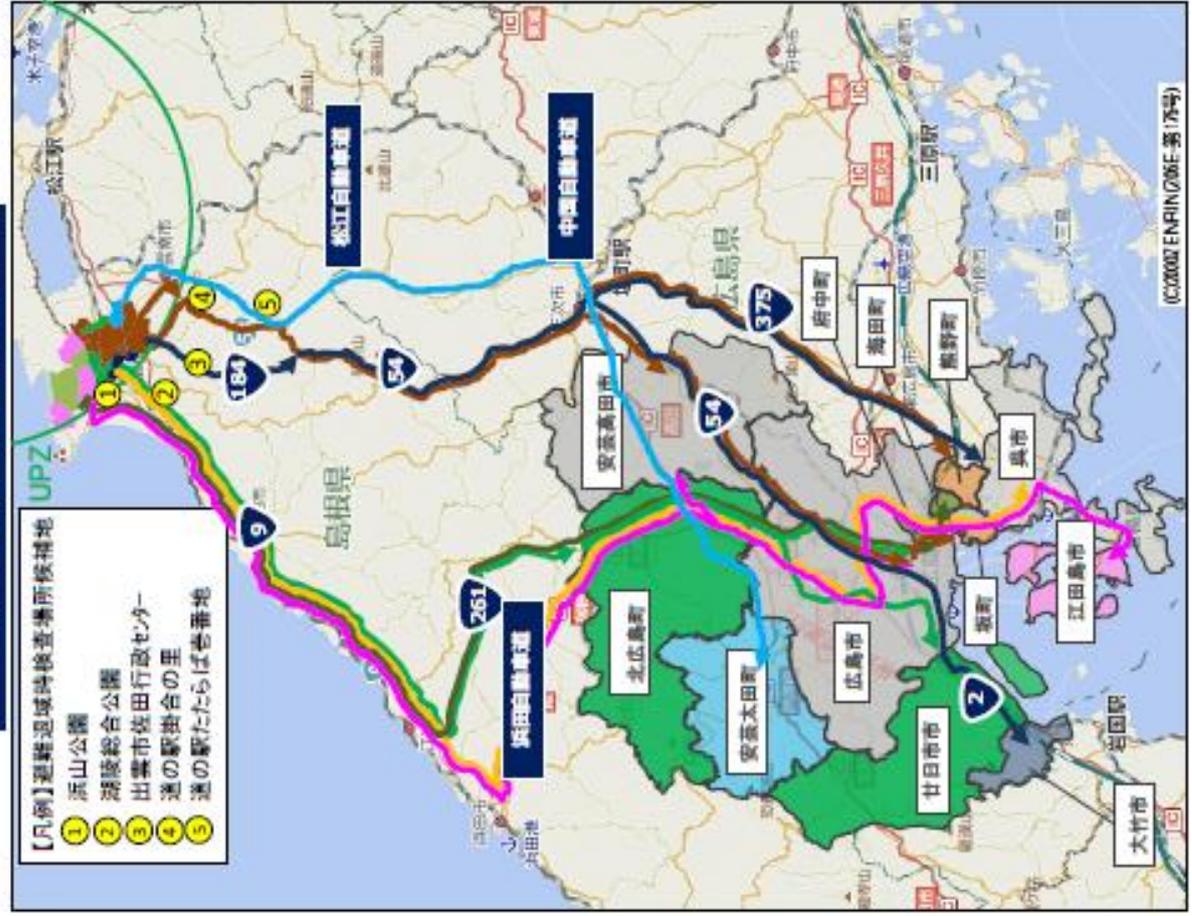
○避難ルート

避難先を踏まえ、市は地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを定めています。また、あらかじめ定めた避難ルートが使用できない場合に備え、複数の避難ルートを設定します。

出雲市内避難先までの経路



広島県内避難先までの経路



②改定の主なポイント

(1)避難退域時検査及び簡易除染の実施

住民等が広域避難する過程において、避難退域時検査及び簡易除染を実施する旨を記載

※避難退域時検査及び簡易除染とは

原子力災害時において避難等を行う際に、住民等の放射性物質による外部汚染がないかを確認します。検査の結果、外部汚染があった場合には、簡易除染等を実施します。

(2)避難退域時検査候補地の選定及び避難ルートの見直し

県において、避難退域時検査候補地が選定され、また避難ルートの一部見直しが行われているため、これらの内容を計画に反映

※本市市民の利用が想定されている避難退域時検査候補地

- ①道の駅キララ多伎周辺（出雲市多伎町多岐）
- ②浜山公園（出雲市大社町北荒木）
- ③東部高等技術校（出雲市長浜町）
- ④湖陵総合公園（出雲市湖陵町三部）
- ⑤出雲市佐田行政センター（出雲市佐田町反辺）
- ⑥道の駅掛合の里（雲南市掛合町掛合）
- ⑦道の駅たたらば壺番地（雲南市吉田町民谷）

(3)安定ヨウ素剤の配布・服用

県が策定した「安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、本市における安定ヨウ素剤の配布体制等について記載

※安定ヨウ素剤とは

安定ヨウ素剤を事前に服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を防ぐことができるため、甲状腺への放射線被ばくを低減させる効果があります。避難や一時移転等にあわせ、国等の指示で服用します。

(4)一時集結所の見直し

避難対象となっている各地区に数箇所設定している一時集結所の見直し

※一時集結所とは

原子力災害時の避難の際、バスで避難される方が集合し、バスに乗車するまでの間、屋内退避ができる施設です。対象地区のコミュニティセンターや小・中学校を中心に選定しています。